平成２８年（フ）第６９号
茨城県古河市駒羽根1418番地17、前住所茨城県古河市駒羽根1390番地31
債務者　松元ケイ子
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第７１号
茨城県古河市西町６番５号、前住所茨城県古河市中田1569番地12　ヒルズＫＯＧＡ　Ａ棟101号
債務者　増田　優希
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第７２号
茨城県結城市大字結城9616番地80
債務者　猪野木祐一
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第７５号
茨城県結城市結城11743―40、住民票上の住所栃木県小山市東間々田２丁目５番８号　ツバサハイツＢ棟201号
債務者　野沢　政人
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第７７号
茨城県坂東市逆井1194番地
債務者　生井　千雄
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第８０号
茨城県坂東市逆井2826番地30
債務者　畠山　栄子
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第８３号
茨城県古河市常盤町15番５号　ワタナベハイツ101号、前住所茨城県古河市静町７番31号スリーウッドハイツ103号
債務者　元坂なおみ
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第８６号
茨城県坂東市みどり町４番８号　サンライズ・ＢＡＮＤＯＵ202
債務者　髙橋　啓二
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第８９号
茨城県古河市諸川1097番地１　さくらハイツＢ棟　102号室
債務者　鈴木めぐみ
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第９７号
茨城県古河市中田1349番地３
債務者　秋庭　大祐
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第６２号
富山県高岡市駅南５丁目10番30号　多佳野ハイツ107号
債務者　畠山美知子
1　決定年月日時　平成28年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第５３８号
京都市左京区岩倉忠在地町199番地３　橋本ハイツ101、前住所京都市左京区岩倉中在地町25番地４
債務者　佃京子こと　張　　京順
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５６０号
京都府京田辺市薪名松23番地１
債務者　長谷　敏道
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５６１号
京都府京田辺市薪名松23番地１
債務者　長谷　睦子
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５７５号
京都府八幡市男山吉井４番地10　吉井ハイツ101号
債務者　濱田　幸男
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２２３号
兵庫県姫路市北今宿２丁目６番48―302号　グランディーオーズ
債務者　植田　待子
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２２４号
兵庫県姫路市北今宿２丁目６番48―302号　グランディーオーズ、従前の住所　大阪府東大阪市荒本西３丁目３番15―305号
債務者　植田俊一郎
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部